

生活保護法・中国残留邦人等支援法による医療機関の申請・届出のご案内

下記のような変更が生じた場合は、福祉事務所又は福祉総務課に届出書を提出してください。

届出書類は、新潟市のホームページよりダウンロードができます。

トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>生活保護>生活保護法指定医療機関について

表の「○」…地方厚生局へ届出書を提出する際、生活保護法に関する項目にチェックを入れれば、新潟市へ提出不要。

※訪問看護ステーションは、地方厚生局へ生活保護法に関する届出ができません。

表の「◎」…新潟市へ提出

届出を要する事項	指定申請	誓約	廃止届	変更届	備考
病院・診療所・薬局が新たに生活保護法による指定を受ける場合	○	○			
訪問看護ステーションが新たに生活保護法による指定を受ける場合	◎	◎			
すでに指定医療機関である場合	(1) 開設者が変更した場合[法人⇄個人、親⇄子、個人⇄個人 医療法人⇄社会福祉法人(法人の種類の変更)等]	○	○	○	医療機関コードが変更になる場合は、旧コードを廃止届、新コードによる指定申請が必要です。
	(2) 医療機関の種類が変更した場合[診療所⇄病院]				
	(3) 指定医療機関が新潟市内で移転した場合(訪問看護ステーションは除く)				
	(1) 指定医療機関に関する変更				医療機関コードの変更を伴わないものは変更届になります。
	・名称の変更			○	
	・住居表示による変更、地番整理による変更			◎	
	(2) 開設者に関する変更				
	・氏名の変更(法人の場合は法人名称)			○	
	・住所の変更(法人の場合は主たる事務所の所在地)			◎	
	・法人等の代表者の変更			○	
	(3) 管理者に関する変更				
	・氏名の変更			○	
	・住所の変更				
	・管理者の交代				
	(4) 訪問看護ステーションが新潟市内で移転した場合				◎
(1) 指定医療機関の開設者が業務を廃止した場合					
(2) 指定医療機関の開設者が死亡あるいは失踪の宣告を受けた場合					
(3) 天災、火災等により、指定医療機関の建物または設備の相当部分が滅失または破壊した場合			○		
(4) 医療機関が新潟市外へ移転する場合					
(5) 訪問看護ステーションが新潟市外へ移転する場合			◎		
一時的に休止する場合				休止届(○)	
・休止した指定医療機関を再開した場合				再開届(○)	
・医療法等により開設許可の取消や施設の使用制限等の処分を受けた場合				処分届(◎)	
・生活保護法による指定医療機関の指定を辞退しようとする場合				辞退届(◎)	30日以上の予告期間が必要です。

【お問い合わせ先】

新潟市役所 福祉部福祉総務課保護室

TEL: 025-226-1178(直通)